

## 旭川市水道局建設工事下請状況等調査実施要領

### (趣 旨)

第1条 この要領は、旭川市水道局が発注する建設工事において、元請負人と下請負人（二次以下の下請負人を含む。）、交通誘導業務を行う会社及び運搬業務を行う会社等（以下「下請負人等」という。）との間における契約状況及び下請代金の支払状況を把握し、元請負人と下請負人等の契約関係の適正化を図ることを目的として「建設工事下請状況等調査」（以下「下請状況等調査」という。）を実施する。

### (対象工事の選定)

第2条 下請状況等調査の対象工事は、施工中の工事の中から次に掲げるものを選定の対象とする。

- (1) 旭川市水道局建設工事等低入札価格調査要領に定める調査基準価格を下回る価格により落札した工事
- (2) 次に掲げるアからオまでの工事のうち、施工体制台帳の提出を求める工事で工事規模等を考慮して抽出した工事
  - ア 「積算労務単価報告書」（様式1）において、積算労務単価が公共工事設計労務単価と比較して10%を上回る乖離のある工事
  - イ 落札価格と調査基準価格との差が僅少な工事
  - ウ 前年度の下請状況等調査において改善報告を求めた者が請け負っている工事
  - エ 元請負人又は下請負人等が社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に未加入である工事
  - オ その他旭川市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める工事

2 下請状況等調査の対象工事数は、前項第1号に関するものは全工事とし、前項第2号に関するものは工事全体数の概ね10%程度とするよう努めるものとする。

### (実施期間)

第3条 下請状況等調査は、原則として、毎月定例的に実施するものとする。

### (下請状況等調査の実施方法)

第4条 下請状況等調査の実施方法は次のとおりとする。

- (1) 調査対象者
 

調査対象者は、元請負人と一次下請負人のうち1社以上を対象とする。

なお、必要に応じて警備会社、二次以下の下請負人等についても調査対象とする。
- (2) 調査項目
 

調査の項目は、別表「建設工事下請状況等調査項目」に掲げる項目とする。
- (3) 調査方法
 

調査は、「労務者配置（予定）表」（様式2）の提出を元請負人（共同企業体である場合は代表者）に求め、面接により関係書類等を確認し実施する。
- (4) 調査結果の通知及び改善等状況の報告

調査結果は、「建設工事下請状況等調査の実施結果について」（様式3）により請負人に対して通知する。

改善指導を行った工事については、「建設工事下請状況等調査／改善等状況報告書」（様式4）により改善等状況の報告を求める。

（その他）

第5条 この要領の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(別表)

## 建設工事下請状況等調査項目

[元請負人]

調査項目		調査内容	根拠法令・契約条項等
1	下請負人選定通知書	施工体制台帳及び下請負人選定通知書と一致しているか	工事請負契約約款第7条
2	前払金の使途	発注者から支払われた前払金を使途目的どおりに支払っているか	工事請負契約約款第36条 「旭川市水道局発注工事の適正な履行について」第10項
3	契約締結方法	請負契約書又は基本契約書に基づいた注文書・請書を作成し相互に取り交わしているか	建設業法第19条 「旭川市水道局発注工事の適正な履行について」第8項
4	使用した契約書	建設工事標準下請契約約款、又はこれに準拠した契約書を使用しているか	「旭川市水道局発注工事の適正な履行について」第8項
5	契約で定めている条項	建設業法で定める事項を全部を契約書で定めているか	建設業法第19条第1項
6	1 下請代金の決定方法	下請負人と協議して決定しているかどうか	建設業法第19条の3
	2 諸経費の計上	公共工事設計労務単価を参考として見積もり等を行う場合で現場管理費及び一般管理費等の諸経費を計上しているか	「旭川市水道局発注工事の適正な履行について」第3項
	3 労務単価の設定	労務単価が「公共工事設計労務単価」と比較して一定率以上の乖離がないか（比較して90%を下回るものがないか）	「旭川市水道局発注工事の適正な履行について」第3項
7	1 前払金の支払い	発注者から前払金の支払いを受けた場合、下請負人に工事の着手に必要な費用を前払金として支払っているか	建設業法第24条の3第2項 「旭川市水道局発注工事の適正な履行について」第8項
	2 前払金の支払方法(現金の率)	手形のみで支払っていないか、又は現金と手形の併用で支払った場合で、現金の比率が着手に必要な費用相応分を充たしているか（現金の占める割合が20%以上か）	「旭川市水道局発注工事の適正な履行について」第8項
	3 前払金の手形期間	手形の期間が90日以下となっているか	建設業法第24条の5第3項 (120日を超える場合) 「旭川市水道局発注工事の適正な履行について」第8項
8	1 部分払金の支払	・発注者から部分払金の支払を受けた時は1か月以内に下請負人に支払っているか ・下請負人が施工した出来形部分に相応する請負代金相当額を、下請契約書等に規定する時期に支払っているか	建設業法第24条の3第1項
	2 部分払金の支払方法(現金の率)	手形のみで支払っていないか、又は現金と手形の併用で支払った場合で、現金の比率が労務費相当分を充たしているか（現金の占める割合が20%以上か）	「旭川市水道局発注工事の適正な履行について」第8項
	3 部分払金の手形期間	手形の期間が90日以下となっているか	建設業法第24条の5第3項 (120日を超える場合) 「旭川市水道局発注工事の適正な履行について」第8項
9	1 下請代金の支払	発注者から工事完成後における支払を受けた時は1か月以内に下請負人に下請代金を支払っているか	建設業法第24条の3第1項
	2 下請代金の支払い方法(現金の率)	手形のみで支払っていないか、又は現金と手形の併用で支払った場合で、現金の比率が労務費相当分を充たしているか（現金の占める割合が20%以上か）	「旭川市水道局発注工事の適正な履行について」第8項
	3 下請代金の手形期間	手形の期間が90日以下となっているか	建設業法第24条の5第3項 (120日を超える場合) 「旭川市水道局発注工事の適正な履行について」第8項
10	1 元請負人の社会保険等の加入状況	社会保険等（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）に加入しているか	健康保険法・厚生年金保険法・雇用保険法 「旭川市水道局発注工事の適正な履行について」第3項
	2 下請負人の社会保険等の加入状況	下請負人が社会保険等に加入しているか	健康保険法・厚生年金保険法・雇用保険法 「旭川市水道局発注工事の適正な履行について」第3項
11	雇入通知書の交付	雇用労働者に対し雇用労働条件を明示した雇入通知書を交付しているか	労基法第15条第1項・建設雇用改善法第7条 「旭川市水道局発注工事の適正な履行について」第3項

(別表)

## 建設工事下請状況等調査項目

[下請負人]

調査項目		調査内容	根拠法令・契約条項等
1	契約締結方法	請負契約書又は基本契約書に基づいた注文書・請書を作成し相互に取り交わしているか	建設業法第19条 「旭川市発注工事の適正な履行について」第8項
2	使用した契約書	建設工事標準下請契約約款, 又はこれに準拠した契約書を使用しているか	「旭川市発注工事の適正な履行について」第8項
3	契約で定めている条項	建設業法で定める事項を全部を契約書で定めているか	建設業法第19条第1項
4	1 下請代金の決定方法	下請負人と協議して決定しているかどうか	建設業法第19条の3
	2 諸経費の計上	公共工事設計労務単価を参考として見積もり等を行う場合で現場管理費及び一般管理費等の諸経費を計上しているか	「旭川市発注工事の適正な履行について」第3項
	3 労務単価の設定	労務単価が「公共工事設計労務単価」と比較して一定率以上の乖離がないか(比較して90%を下回るものがないか)	「旭川市発注工事の適正な履行について」第3項
5	下請代金の手形期間	手形の期間が90日以下となっているか	建設業法24条の5第3項 (120日を超える場合) 「旭川市発注工事の適正な履行について」第8項
6	1 下請負人の社会保険等の加入状況	社会保険等(雇用保険・健康保険・厚生年金保険)に加入しているか	健康保険法・厚生年金保険法・雇用保険法 「旭川市発注工事の適正な履行について」第3項
	2 再(2次以降)下請負人の社会保険等の加入状況	再(2次以降)下請負人が社会保険等に加入しているか	健康保険法・厚生年金保険法・雇用保険法 「旭川市発注工事の適正な履行について」第3項
7	雇入通知書の交付	雇用労働者に対し雇用労働条件を明示した雇入通知書を交付しているか	労基法第15条第1項・建設雇用改善法第7条 「旭川市発注工事の適正な履行について」第3項

(様式1)

## 積算労務単価報告書

年 月 日

(宛先) 旭川市水道事業管理者

住所  
請負人  
氏名

工事名

職 種	人 工	単 価 (円)	備 考

※ この報告書は、請負人(受注者)が入札に当たり積算した建設労働者等の労務単価の状況を把握することにより、雇用・労働条件の改善など労働者福祉の向上を図り、適正な施工体制の確保に資することを目的としています。

※ 本市が採用する「公共工事設計労務単価」と比較して一定の率(90%)を下回る労務単価がある場合は、確認調査を実施することがあります。

- 注 1 「職種」には、「普通作業員」など公共工事設計労務単価における職種を記載すること。
- 2 「単価」には、請負人が入札に当たり積算した労務単価(1日8時間当たり)を記載すること。  
なお、単価は、次の経費等を除いた金額とする。
- (1) 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
  - (2) 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当
  - (3) 現場管理費及び一般管理費の諸経費
- 3 「備考」欄は、発注者が使用するため記載しないこと。
- 4 本報告書は、契約締結時に提出すること。
- 5 必要に応じて適宜修正の上使用すること。

(様式2)

# 労 務 者 配 置 ( 予 定 ) 表

年 月 日

請負人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

工 事 名 \_\_\_\_\_

会 社 名		
職 種	人 工	備 考

会 社 名			職 種	人 工	備 考
職 種	人 工	備 考			

会 社 名			職 種	人 工	備 考
職 種	人 工	備 考			

会 社 名			職 種	人 工	備 考
職 種	人 工	備 考			

会 社 名			職 種	人 工	備 考
職 種	人 工	備 考			

会 社 名			職 種	人 工	備 考
職 種	人 工	備 考			

会 社 名			職 種	人 工	備 考
職 種	人 工	備 考			

会 社 名			職 種	人 工	備 考
職 種	人 工	備 考			

会 社 名			職 種	人 工	備 考
職 種	人 工	備 考			

- 注1 「職種」には、「特殊作業員」など公共工事設計労務単価における職種を記載すること。
- 2 「備考」欄は、発注者が使用するため記載しないこと。
- 3 本書は、建設工事下請状況等調査の対象となったときに提出すること。
- 4 必要に応じて適宜修正の上、使用すること。

(様式3)

第 号  
年 月 日

様

旭川市水道事業管理者  
(上下水道部経営企画課担当)

建設工事下請状況等調査の実施結果について

年 月 日に実施しました標記調査の実施結果は、次のとおりです。

記

工事名

---

- (A) 指導対象となる項目は次のとおりですので、「建設工事下請状況等調査／改善等状況報告書」(様式4)に改善等の内容を記載の上、年 月 日までに提出してください。

1	
2	
3	
4	

- (B) 適正に行われていますので、今後とも下請契約及び下請代金の支払い等を適正に行ってください。

(連絡先)

旭川市水道局経営企画課契約係  
直通 (0166) 24-3171

※ 指導事項がある場合には (A)、指導事項がない場合には (B) を記載すること。

(様式4)

年 月 日

建設工事下請状況等調査／改善等状況報告書

(宛先) 旭川市水道事業管理者

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

工事名 \_\_\_\_\_

建設工事下請状況等調査において指導対象となった項目について、次のとおり改善等の内容を報告します。

指導対象項目	改善等の内容

注) 「改善等の内容」欄には、「改善済」、「改善予定」又は「改善検討」の区分に応じて、具体的な内容を記載してください。